

令和 8年 6月29日
(2026年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課 長

和歌山市週休2日工事实施要領の一部改定について

現在、建設業の働き方改革を推進する観点から、和歌山市が発注する建設工事について、原則週休2日対象工事として取り組んでいただいているところです。

先般、国土交通省において、週休2日促進工事に係る一連の取組を完了し、今後は労務費等の補正を実施しない旨の通知が発出されたことから、和歌山県においても、空港事業、港湾事業及び漁港事業以外の事業における労務費等の補正が廃止されました。

これを踏まえ、本市においても国、県と同様の対応とすべく、次のとおり週休2日工事实施要領を一部改定しましたので、お知らせします。

1. 改定の概要

- (1) 土木工事（港湾・漁港工事及び治山林道工事を除く）における「月単位」の週休2日に係る労務費等に対する補正の廃止
- (2) 港湾・漁港工事における共通仮設費、現場管理費に対する補正率の変更
- (3) 治山林道工事における労務費、共通仮設費、現場管理費に対する補正率の変更
※営繕工事は、令和8年5月13日付で改定済み。
(令和8年5月13日付通知 和技第26号)

2. 今後の取り組み

週休2日工事に係る労務費等の補正は廃止となりますが、週休2日工事の取組については、引き続き実施します。(原則「月単位」での実施)

3. 週休2日の達成状況確認

達成状況については、これまでと同様、以下の内容を「休日取得計画・実績書」等により確認します。

- (1) 月単位の週休2日は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上を達成しているか確認する。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っているか確認します。
- (2) 通期の週休2日は、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）以上を達成しているか確認します。

4. 工事成績評定

「月単位」又は「通期」で週休2日を達成していた場合、工事成績評定にて評価を行います。

5. 適用

令和8年7月15日

※対象工事については、仕様書等でご確認ください

6. その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要領等をご確認ください。

- ・和歌山市週休2日工事実施要領（2026年7月15日以降）